平成２９年（フ）第２１３９号
名古屋市昭和区菊園町６丁目４番地　三旺マンション第１石川橋301号
破産者　村岸　知佳
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４２２号
大阪府寝屋川市萱島東２丁目21番３号（104号）、前住所大阪府寝屋川市上神田１丁目28番28―101号
破産者　伊藤テレシータこと　ＩＴＯ　ＴＥＲＥＳＩＴＡ　ＢＡＲＩＣＡＮ
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９２６号
大阪市平野区瓜破西１丁目８番77―606号、前住所大阪市住吉区長居西２丁目13番32―305号
破産者　立花　成司
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２００２号
大阪市住之江区西住之江２丁目５番21号　20Ａ
破産者　成和電装ことアート工房ことガレージＰＯＯこと　後藤　一哉
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５３２号
大阪府三島郡島本町水無瀬２丁目６番５号、住民票上の住所大阪府茨木市鮎川４丁目25番16号　ピースフルハウス　203号
破産者　谷口　裕隆
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５９８号
大阪市中央区玉造２丁目27番９号　５Ｂ
破産者　笹原　　博（旧姓佐竹）
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７７９号
大阪市浪速区桜川２丁目９番１号
破産者　興津　幸子
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７９３号
大阪市平野区西脇１丁目４番３―807号
破産者　谷岡　　孝
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目13番４号　エスカルゴ　231号室
破産者　石塚　　明
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０号
大阪市平野区平野西１丁目６番30号　カサデバーチェ201、住民票上の住所大阪市平野区長吉六反４丁目２番52号　（前住所）大阪市東住吉区南田辺５丁目30番34号
破産者　福山　勇介
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３９号
大阪市平野区加美東５丁目６番31号　ラカーサリエット202
破産者　中園　さえ
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２７７号
大阪府東大阪市長栄寺16番17号セントラルパークビル303号
破産者　岡本一煥こと　金　　一煥
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６６５号
大阪府高石市羽衣１丁目19番15―101号
破産者　木村　俊行
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８８６号
堺市北区南花田町20番地２
破産者　尾崎　香織
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６０４号
神戸市中央区港島中町６丁目２番地の１　神戸パークシティ３号棟807号、住民票上の住所神戸市東灘区御影２丁目５番10号
破産者　庵原　豊治
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６０５号
神戸市中央区港島中町６丁目２番地の１　神戸パークシティ３号棟807号
破産者　庵原　純子
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３６８号
兵庫県三田市すずかけ台２丁目１番地　５棟302号、従前の住所兵庫県三木市吉川町みなぎ台１丁目６番地の15
破産者　利根　芳文
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部